

平成17年度までの「三位一体の改革」の評価
国庫補助負担金改革を中心に

- 現場からの検証 -

平成17年5月24日

和歌山県

1 国庫補助負担金の一般財源化について

和歌山県の場合は、国庫補助負担金が廃止され税源移譲の対象となったものは、すべて予算措置を行っており、奨励補助金を中心に地方の自主性・裁量性が拡大。一方、依然として、国の通知等による規制が残っている例あり。

メリット

地域の実情に沿った事業実施が可能

- (例) 外出支援事業(福祉タクシー)・・・補助金要綱では対象外であった買物等日常生活にも拡大
高等学校等奨学事業・・・収入基準など奨学金の貸与要件を独自に設定
病院群輪番制病院等運営・・・補助基準による診療時間等の要件が撤廃
消防防災施設等整備・・・一部施設の補助基準(750万円以上)の適用外により、少額整備も

可能化

申請事務の省力化

- (例) 公立保育所運営費・・・補助申請・実績報告・監査事務が不要化
農業近代化資金利子補給・・・国庫補助に係る補給承認状況等の報告が不要化

(参考) 地方六団体が提案した国庫補助負担金改革案のうち奨励補助金の総数 130件程度
上記のうち、政府・与党合意案に反映されたもの 40件程度

問題点

通知や運営事業実施要綱などによる規制・関与が存続

(例) 公立保育所運営費・・・児童福祉施設最低基準による調理室の必置規制や配置職員数の規制
教員研修事業・・・通知等による研修日数・期間等の基準に縛られがち

農業近代化資金利子補給・・・国が定めたガイドラインに基づいた貸付を行わなければ、農山漁村振興基金からの利子助成は不可能

生活支援ハウス運営・・・要綱により職員配置や利用者負担額に基準設定

補助金の存続と一般財源化等の混在による混乱

(例) 特別保育事業(全12メニュー)・・・補助金存続6事業、交付金化4事業、一般財源化2事業

将来的な事業費増に対する財源の確保

国庫補助負担金の廃止に当たっては奨励補助金を優先し、引き続き残る国による規制を撤廃すべきである。また、確実に税源移譲を実施するとともに、財政力の弱い地域に対する税財政面での配慮が必要である。

国税と地方税の交換(偏在度の高い税は国へ、偏在度の低い税を地方へ)

(例) 法人住民税(地方) 法人税(国)、消費税(国) 地方消費税(地方)

法人事業税・法人住民税の分割基準の見直し

森林面積に着目した譲与税の創設

地方の固有財源としての交付税改革

・特例措置の廃止と法定率の引き上げ

・算定への地方の参画

・財政力の弱い団体への傾斜配分

2 交付金化について

交付金化されたものには、一部で改善が認められるものの、依然として国の関与や規制により手続きや使い勝手に問題あり。

改善が認められる例

地方の自主性・裁量性が拡大(事業間・年度間で流用可能、地域提案事業枠の創設)

(例)道整備交付金・・・市町村道・農道・林道の事業間で流用が可能

むらづくり交付金・・・一部「市町村創造型」として独自の施設整備が可能

採択基準・要件の緩和

(例)地域介護・福祉空間整備等交付金・・・改修によるものも含め、幅広い施設が対象

問題点

国が交付決定し、配分するという仕組みは、補助金と変わらない

地方の自主性・裁量性を阻害(交付対象が限定的など要綱等による国の規制・関与)

(例)地域再生基盤強化交付金・・・事業採択基準が従来の補助事業と変わらない

強い水産業づくり交付金・・・配分は県の裁量だが、ハード事業・ソフト事業間の流用ができない

申請手続きが煩雑(新たに計画の策定や国・県・市町村等による協議会設立の要請)

(例)むらづくり交付金、地域再生基盤強化交付金、強い農業づくり交付金等・・・計画の策定が必要

循環型社会形成推進交付金・・・計画策定時に「循環型社会形成推進協議会」の設立が要請

さらに使い勝手が良くなるよう、地方の自主性・裁量性を拡大する必要がある。また、将来的には地方に委ねるべきである。

3 第1期改革の残された課題(主なもの)

(1) 義務教育

義務教育は、地方の「自治事務」。
国の役割は、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため制度の根幹を定めること。具体的な取り組みは地方自治体に委ねるべき。

総額裁量制である程度地方の自由度が拡大

給与の種類毎の上限、教職員数の上限を撤廃

負担金総額の使い途は都道府県の裁量に委ねられるため、たとえば、給与を一定程度抑制した財源を活用して教職員を配置できるようになった

(例)和歌山県では、へき地手当を見直し、非常勤講師を配置

国が交付決定し、配分する構造に変化なし

職員の「給与」以外の経費には使用不可

(例)教壇外教員も対象とすべき

義務教育に関することであれば、何にでも活用できるようにすべき

標準法を見直し、事務職員についても非常勤振替え等弾力化すべき

「加配教職員」定数は、国が目的を指定

小・中・盲ろう学校分と養護学校分の間で相互流用が認められない

税源移譲と地方交付税による財源保障により、より一層、地方の創意工夫による教育の実施が可能。また、財政力の弱い地域に対する税財政面での配慮が必要。なお、「地方交付税よりも国が配分する交付金の方が確実に財源保障ができる」という議論があるが、この議論を前提とすれば、地方に必要な事業はすべて国が配分する交付金で行うべきとの議論につながる。これは、地方分権・三位一体の改革の否定そのもの。

(2)生活保護・児童扶養手当

生活保護率の上昇は失業率の悪化等によるものであり、地方負担を増やすことにより生活保護率を下げるインセンティブが働くという国の考え方には、全く根拠がない。また、国庫負担率の引き下げは、単なる地方への負担転嫁であり、給付の適正化には結びつかない。

生活保護費の適正化には、制度の抜本的な見直しが先

自立支援策の強化

ハローワーク等関係機関との連携強化など

医療扶助費の抑制

過剰受診の抑制等を図るため、医療費の償還払いなど医療扶助の支給方法を検討
保護基準を地域の実態に合わせ見直し

級地区分の精緻化や地域の賃金実態の考慮。年金等との比較

実施機関の調査権限の拡充

金融機関等に調査に対する応諾義務を検討